

訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項
---------	---------------------------

別表1-3（第2条関係）

第2条第2項に定める事業

事業種別	主な根拠規定
保育所等訪問支援	児童福祉法第6条の2の2第5項
障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第6項
診療所	医療法第1条の5第2項
訪問看護事業所	健康保険法第88条1項 介護保険法第8条4項

別表2（第8条関係）

都有地等利用事業者選定審査会委員構成

1	福祉局障害者施策推進部長
2	福祉局企画部企画政策課長
3	福祉局企画部計理課長
4	福祉局総務部調整担当課長
5	福祉局障害者施策推進部企画課長
6	福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長
7	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課長
8	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課長
9	その他、福祉局長が必要と認めた者

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

都用地等借受申請書

東京都福祉局長 殿

住 所
(法人名)

代表者名

都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(障害)第6条第3項の規定により、都用地等を借り受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 希望する都用地等
所在地
面積
用途地域等

- 2 希望期間 年 月 日 から 年 月 日まで

- 3 実施予定の事業内容

- 4 添付資料
・公募要項に定める資料を添付

- 5 連絡先

法人名・ 代表者名	電 話	
	携帯電話	
	Fax	
	e-mail	
住 所	郵便番号	
担当部署	担当者名	

- 備考1 都用地等の貸付けに当たり、審査会への出席をお願いする場合があります。
2 貸付けにつきましては、御希望に添えない場合があります。

(日本産業規格A列4番)

都用地等貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東京都福祉局長

年 月 日付けで申込みのあった都用地等の借受けについては、下記により貸付けを決定しましたので、お知らせします。

記

1 対象となる都用地等

2 貸付期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 貸付料等

貸付料 金 円（年額）

権利金・保証金 金 円

4 その他

第3号様式（第9条関係）

都有地等不貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東京都福祉局長

年 月 日付で申込みのあった都有地等の借受けについては、下記の理由により貸付けを行わないことを決定しましたので、お知らせします。

記

（日本産業規格A列4番）

第4号様式(第14条関係)

借受都有地等使用状況報告書
(年 月現在)

年 月 日

東京都福祉局長 殿

住 所
(法人名)

代表者名

年 月 日付貸付契約を締結した都有地等の使用状況について、都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(障害)第14条第3項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

借受都有地等	所在地
1 既設置施設等	
2 当初事業計画の変更の有無	
3 その他(特記事項等)	

(日本産業規格A列4番)

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）の 貸付対象事業者について

	18福保障計第1342号
	平成19年3月23日
改正	20福保障計第1247号
	平成21年3月25日
改正	25福保障計第768号
	平成25年9月4日
改正	25福保障計第1418号
	平成26年2月26日
改正	26福保障計第1080号
	平成26年11月21日
改正	28福保障計第1883号
	平成29年3月21日
改正	29福保障施第4101号
	平成30年4月1日
改正	5福保障施第976号
	令和5年7月1日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第4条に規定する貸付対象者は、以下に定める民間事業者とする。

1 共同生活援助事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉局長が認める事業者

2 日中活動系サービス事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉局長が認める事業者

3 児童発達支援センター又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を行う事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人

- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉局長が認める事業者

4 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉局長が認める事業者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害） に関する利用事業者審査基準

18福保障計第1342号
平成19年3月23日
改正 20福保障計第1247号
平成21年3月25日
改正 5福保障計第976号
令和5年7月1日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第8条第2項に規定する利用事業者の審査基準は次のとおりとする。

（1）組織運営に関する事項

- 1-1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われると認められること。
- 1-2 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- 1-3 指導検査等において、過去に問題点がないか、あるいは過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

（2）財政運営に関する事項

- 2-1 施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されていること。
- 2-2 法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

（3）事業運営に関すること

- 3-1 当該事業を実施するにあたって必要な事業者指定等を受ける見込みがあること。
- 3-2 当該事業の経験のある社会福祉法人、医療法人等との連携を図ることができ、必要に応じてその支援を得られること。
- 3-3 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

（4）事業計画に関すること

- 4-1 当該土地に当該施設の建設が可能であり、建築確認の見通しが確実であること。
- 4-2 計画にあたって当該区市町村の理解が得られていること。
- 4-3 当該建物は、当該施設に改修が可能であること（建物を改修して利用する場合）。
- 4-4 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されており、事業開始から10年以上継続して事業を行う見込みがあること。

(5) その他

5-1 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるものの他、福祉局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。